

# 認定書

国住参建第 154 号  
令和 8 年 4 月 20 日

株式会社 LIXIL  
代表執行役 瀬戸 欣哉 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

- 認定番号  
EB-2589-1
- 認定をした構造方法等の名称  
複層ガラス入アルミニウム合金製二段窓（はめ殺し窓・引違い窓（二枚引違い））
- 認定をした構造方法等の内容  
別添及び別紙の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。  
令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。